平成２１年（フ）第５１８号
鹿児島県鹿児島市宇宿町1726番地３ソレーユ久保Ⅱ202号
債務者　片山　浩二
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
沖縄県那覇市字古島９番地　前川アパート101、住民票上の住所沖縄県那覇市字古島９番地
債務者　前川　千秋
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１４号
沖縄県宮古島市平良字下里1749番地２　丸富マンション507
債務者　宮國　真人
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第９２号
岩手県北上市平沢４地割87番地
債務者　及川　靖雄
1　決定年月日時　平成21年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第３３６号
岐阜県関市鋳物師屋２丁目１番21―103号
債務者　只腰　紳二
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４０１号
岐阜県本巣市上真桑2250番地123
債務者　近藤　敦子（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４１６号
岐阜県美濃市47番地６
債務者　中田　敬子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４３４号
岐阜県本巣郡北方町高屋67番地の２
債務者　井上　恵子（旧姓疋田）
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４３９号
岐阜市福光南町16番11―506号村井レジデンス
債務者　川島八重子
1　決定年月日時　平成21年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５７０号
兵庫県尼崎市次屋２丁目16番３号西中コーポ西103
債務者　中島喜代美
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５８２号
兵庫県尼崎市立花町１丁目13番６―405号
債務者　井内　秀子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６１９号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番26―506号、前住所兵庫県尼崎市瓦宮２丁目30番２―102号
債務者　下之園千鶴子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３１号
兵庫県尼崎市大西町１丁目14番24―204号
債務者　古川　幸夫
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３３号
兵庫県西宮市上之町25番38号、前住所兵庫県西宮市一里山町10番25―113号
債務者　マザーリーフこと　城之園孝行
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４０号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目10番２―403号
債務者　小園　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５１号
兵庫県西宮市今津上野町６番３号　森田文化203号室
債務者　鈴木　節代
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７０１号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目14番19―210号
債務者　山本　哲生
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係